

●香川県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和2年2月28日から同年3月23日まで一般の縦覧に供する。

令和2年2月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 粟井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市観音寺町甲2595番3 地先から 観音寺市観音寺町甲2592番7 地先まで	17.2～45.5	41	平成26年香川県告示第293号で 変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和2年3月2日